

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成21年度 不適合管理委員会報告情報(平成21年7月2日(木)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	6月30日にスチームドレン受タンク(B)を経由して放水口から放出した水の中に、多目的化学除染装置設置工事において排水したトリチウムを含む可能性のある水が混入していたことが確認された。原因について調査中。	AS	7月1日公表済
2	欠番			注(欄外記載)

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	設備調査時、原子炉建屋地下1階電気品室及び通路部のケーブルトレイにおいてトレイ部品及び貫通部処理に不良が確認されたため、当該部を補修。	D	
2	1号機	定期検査の制御棒取替計画を作成時、計画の根拠となる制御棒照射量の値が一部未反映であったことにより実際の照射量より小さい値であることが確認されたため、対応を検討。	C	
3	4号機	所内電源設備6.9kVメタクラ点検時、電動機用電源ケーブルのシールドアースが焼損断線していることを確認したため、当該箇所を補修。	D	
4	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ用電動機点検時、反負荷側ブラケットハウジングの軸受ベアリング外周部に磨耗が認められたため、当該箇所を補修。	D	
5	4号機	第二給水加熱気(B)ドレンタンク水位計の点検時、計器調整不能が認められたため、当該計器を補修。	D	
6	4号機	冷却材再循環流量制御系電動機(A)の軸受メタル浸透探傷検査時、剥離指示模様が発見されたため、当該箇所を交換。	D	
7	4号機	酸素注入系酸素ガス流量計点検時、駆動用空気配管に接続される計器減圧弁より空気漏れが認められたため、当該箇所のパッキン交換。	D	
8	4号機	水圧制御ユニットN2ガスライン圧力計点検時、指示不良(針位置ずれ)が確認されたため、当該計器を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	4号機	主復水器連続洗浄装置の貝・分離装置(A～F)点検において、グラウンド水受け及びドレン配管ネジ部に腐食が認められたため、当該部を交換。	D	
10	4号機	主復水器連続洗浄装置の貝・分離装置(A～F)点検において、グラウンドスリーブに磨耗が認められたため、当該部を交換。	D	
11	4号機	非常用ガス処理系(B)入口流量計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検。	D	
12	4号機	圧力抑制室塗装工事に於いて、熱中症による体調不良が発生したため、防止策を検討。	C	
13	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)点検時、ギアカップリング(電動機 - 増速機)下部のオイル受けにグリスの滴下が認められたことから、対応を検討	D	
14	4号機	原子炉圧力容器計装ノズル(N12A)配管の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該部の表面仕上げを行い、再検査を実施したところ、当該指示模様(ひびらしきもの2箇所:長さ約1.5mm、約2.5mm)が取り除けないことを確認したため、今後詳細に調査。	C	H21.9.2再審議にて グレード変更 「AS C」 9月2日公表済 注(欄外記載)
15	4号機	中央制御室空気調和機ファン(B)電動機単体運転試験時、電動機冷却ファンと油きりボルトとの接触による異音が認められたため、ボルトを増し締めし異音除去。	D	
16	4号機	タービン補機冷却系水素冷却機出口温度調節弁後弁の弁養生蓋開放時、手に持っていたコピー用紙が弁箱に吸い込まれたため、原因を調査。	C	
17	4号機	第4給水加熱気(B)水位計の点検時、指示不良(ドリフト)が認められたため、対応を検討。	D	

注:7月7日に公表区分「 」としてお知らせした、原子炉圧力容器計装ノズル(N12A)配管の指示模様(ひびらしきもの)についての詳細調査結果(安全上問題ないことの確認がされた)を受け、公表区分を「その他」として取扱うことにした。
(平成21年9月2日公表済み)

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802